

## 不利益処分

処分名	奄美市指定給水装置工事事業者指定の取消し
根拠法令	奄美市給水条例 奄美市指定給水装置工事事業者規程
所管課	水道課

### 1 処分の内容

指定の取消し又は指定の効力の停止

### 2 処分の要件

#### (1) 指定の取消し（規程第8条）

市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、規程第4条第1項の指定を取り消すことができる。

ア 不正な手段により規程第4条第1項の指定を受けたとき。

イ 規程第5条各号に適合しなくなったとき。

ウ 規程第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

エ 規程第12条各項の規定に違反したとき。

オ 規程第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。

カ 規程第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

キ 規程第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ク その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(2) 指定の停止（規程第9条）

規程第8条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。